

令和7年1月24日

### 特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の4件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「[特別用途食品とは](#)」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	経口補水液	経口補水液NID(エヌアイディ)	大関株式会社	3140001068185	経口補水液エヌアイディは、脱水症のための食事療法(経口補水療法)に用いる経口補水液です。感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適する病者用食品です。	第2024018号
2	個別評価型病者用食品	アクアソリタ <sup>®</sup>	味の素株式会社	8010001034740	経口補水液「アクアソリタ <sup>®</sup> 」は、熱中症・過度の発汗による軽度の脱水時の水・電解質補給に適しています。	第2024019号
3	個別評価型病者用食品	アクアソリタ <sup>®</sup> ゼリーりんご風味	味の素株式会社	8010001034740	本品は、熱中症・過度の発汗による軽度の脱水時の水・電解質補給に適した経口補水液です。	第2024020号
4	経口補水液	脱水対策パウダー	五洲薬品株式会社	8230001000927	本品は、水に溶かして使用する経口補水液用粉末です。感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態に適しています。	第2024021号